

あわらし市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第12項の規定により、令和元年度定期監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表する。

令和元年9月10日

あわらし市監査委員 近藤 茂
あわらし市監査委員 笹原 幸信



記

- 1 監査対象
教育委員会 教育総務課（金津中学校、伊井小学校、金津東小学校）
- 2 措置内容
別紙のとおり

①金津中学校

監査の結果	措置の内容
<p>【徴収現金の適正な管理について】 学校給食負担金会計において、年度末に繰越金が発生していたことから原因を追究したところ、給食費の未返還分と判明した。今後は未納者や返金対象者を正確に把握するとともに、チェック体制を強化することによって再発防止に努められたい。</p>	<p>繰越金の差額 15,363 円については、利息が 13 円、未返金が 4 名（950 円×1 名、4,800 円×3 名）と判明した。すぐに返金の手続きをとり、措置が完了した。</p>
<p>【通帳等の管理体制について】 各会計の通帳及び印鑑を担当職員が各自で保管している状態であったが、本来は別々に保管するのが望ましく、今一度保管場所及び管理体制について検討されたい。</p>	<p>各会計の通帳及び印鑑を鍵がかかるロッカーに別々に保管し、そのロッカーのカギを教頭が一括管理するよう体制を変更した。</p>
<p>【薬品管理について】 薬品管理簿が前回監査時の平成 28 年から一度も更新されていなかった。庫内には毒劇物も保管されていることから、薬品庫の常時施錠に加え、定期的に残量と管理簿の照合を行うこと。</p>	<p>薬品管理簿を令和元年 7 月現在で整理し直し、随時更新するよう改善した。</p>

②伊井小学校

監査の結果	措置の内容
<p>【児童への安全対策について】 校内安全管理の中でも特に不審者対策については、職員の目が届かない出入り口は常時施錠しておくなど、今後とも十分に配慮されたい。</p>	<p>児童玄関の施錠は、時間を決めて行うことや、外で活動し終えた後は担当教職員が施錠するようにすること、休み時間も最後に入る児童が戸を閉めること等を指導した。</p>
<p>【薬品管理について】 残量を定期的に確認するとともに、管理簿の適正な整備を心がけたい。</p>	<p>他校の理科専門の教員に指導を仰ぎながら、適正な管理に努める。</p>
<p>【学校施設の維持管理について】 施設内に一部修繕又は経過観察を要</p>	<p>本校で出来る範囲の修繕は早期に行</p>

<p>する箇所が見受けられた。児童の安全を第一に考え、計画的な修繕を行い、更なる教育環境の充実に努められたい。</p>	<p>う。しかし大規模な改修が必要な箇所については、市に要求する。</p>
---	---------------------------------------

③金津東小学校

監査の結果	措置の内容
<p>【徴収現金の適正な管理について】 P T A会計について、会計年度の誤りや一部証拠書類の不備が見受けられた。保護者への説明責任を果たすためにも、現金の入出金時には根拠となる書類を精査し、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>P T A等の私会計についても、今後は証拠書類（レシート等）を回収する旨、担任を通じて周知した。 会計年度の誤りについても、会計年度をまたがないよう今後は2月末日までに支払いを完了する。</p>
<p>【学校施設の維持管理について】 施設内に一部修繕又は経過観察を要する箇所が見受けられた。児童の安全を第一に考え、計画的な修繕を行い、更なる教育環境の充実に努められたい。</p>	<p>修繕を早急をお願いしなければならない箇所については、教育総務課と相談しながら計画的に対応する。また、経過観察を要する箇所については、毎月行う安全点検等で状況を確認する。</p>